

【各市の罰則規定の内容】

	市名	罰則規定の有無	規定内容	
3	武蔵野市	有	第80条	第77条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金の処する。
4	三鷹市	有	第50条	第44条の2の規定による是正命令に違反した者は、50万円以下の罰金の処する。
9	町田市	有	第32条	第27条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
			第33条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
12	日野市	有	第109条	第102条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
14	国分寺市	有	第98条	第94条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
			第99条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。
17	狛江市	有	第64条	前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開発事業に着手した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑を科する。
21	武蔵村山市	有	第113条	第106条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
			第114条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。